

3 法科大学院教育と司法試験、司法修習との有機的連携

(1) 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

(要旨)

ア 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

法科大学院教育と司法試験との有機的連携として、

- ① 司法試験委員会による i) 司法試験受験者の総合点の得点分布や論文式試験の得点分布に関する資料の新たな公表、 ii) 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)を受けた「新司法試験の採点実感等に関する意見」の公開
- ② 法務省による「事件記録教材」等の実務科目用教材の作成及び法科大学院への配布
等が行われている。

また、司法試験委員会委員7人のうち2人に法科大学院教授が任命され、司法試験の問題作成や採点を行う司法試験考査委員233人のうち113人に法科大学院及び大学法学部の教授等が任命されている。

イ 法科大学院における司法試験合格状況の把握・分析

新たに認証評価に盛り込まれた法科大学院における自校の修了者の司法試験合格状況の分析に当たっては、まずは各法科大学院での修了者の司法試験の受験動向を把握することが必要となるが、各法科大学院ではその把握に努めているものの、法科大学院修了後に司法試験を受験すること、修了後5年間の受験機会があることにより、その動向把握自体に苦慮している法科大学院がみられた。

ウ 司法試験に関する情報提供

法科大学院教員、日本弁護士連合会等から、合格水準に関する検証が可能となるよう、論文式試験の模範答案や答案例等の公表が求められているが、法務省は、i) 論文式試験は正解が一義的に定まっているものではないこと、ii) 形式的に模倣した答案や画一的な内容の答案が増え、適切な能力判定ができなくなるおそれがあるとして、これを実施していない。

一方、司法試験委員会は、法科大学院での教育や受験者の学習に適切な指針となるよう、平成18年の新司法試験開始当初から「新司法試験総合点別人員調(総合評価)」等を新たに公表し、20年から「新司法試験の採点実感等に関する意見」を公表するなど、情報提供の拡大を行っている。このようなことから、当省が行った意識調査において、法科大学院専任教員(以下「専任教員」という。)、法科大学院の最終年次に在籍している学生(以下「学生」という。)、法科大学院を修了し司法試験受験中の者(平成23年司法試験合格直後の者も含む。以下「修了者」という。)、新司法試験制度を経た弁護士(以下「新弁護士」という。)の8割以上が、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われていると回答している。

しかし、当省が、平成 20 年から 23 年における「新司法試験の採点実感等に関する意見」の公表状況を調査したところ、i) 各科目担当の司法試験審査委員が法科大学院における教育に対する意見を述べている「法科大学院教育に求めるもの」の記述がないものが一部にみられ、ii) どのような答案が、「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」（平成 22 年 11 月 17 日新司法試験審査委員会議申合せ事項）に示されている答案水準に関する区分（「優秀」、「良好」、「一応の水準」、「不良」）のいずれに該当するのか説明がないものがみられる。

エ 司法試験の受験回数制限

司法試験受験者の大量かつ長期間の滞留による弊害を防止するため、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 4 条第 1 項には、5 年間 3 回の受験回数制限の規定が設けられている。これまでの法科大学院修了者のうち、司法試験を 3 回受験しいずれも不合格とされた者及び受験回数にかかわらず、この期間を経過した者計 4,252 人が、受験回数制限により受験資格を喪失した。

受験者の受験回数別に合格率をみると、平成 20 年以降の新司法試験では、いずれの試験実施年においても受験回数 1 回目の受験者の合格率が最も高くなっており、21 年以降は受験回数が増すごとに合格率が低下している。

受験者の受験期間別に合格率をみると、既修者、未修者ともに、受験期間の年数が増すごとに合格率が低くなっており、受験期間が 5 年目の受験者の合格率が最も低くなっている。

ア 制度の概要

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）第 2 条第 3 号では、司法試験において、法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うことと規定されている。司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 1 条第 3 項においても、司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものと規定されている。

また、連携法第 3 条において、国は、i) 法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有すること、ii) 法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものと規定されている。

(7) 司法試験委員会

審議会意見では、司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させる適切な仕組みを設けるべきであるとされている。これを受けて、法務省は、司

法試験法の改正により、平成 16 年 1 月 1 日付けで、従前の司法試験管理委員会を改組し、司法試験委員会を設置した（図表 3 - (1) - ①参照）。

司法試験委員会の委員の定数は 7 人とされ、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命することとされている（司法試験法第 13 条第 1 項及び第 2 項）。

また、司法試験法第 15 条の規定に基づき、試験問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるために司法試験委員会に司法試験考査委員が置かれている。司法試験考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づき、司法試験を行うことについて必要な学識経験を有する者のうちから法務大臣が試験ごとに任命している。

図表 3 - (1) - ① 司法試験委員会の概要

区 分	司 法 試 験 委 員 会
設置年月日	平成 16 年 1 月 1 日
委 員	定数：7 人（裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命。任期 2 年）（司法試験法第 13 条）
所 掌 事 務	① 司法試験及び予備試験を行うこと ② 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること ③ 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること ④ その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること （司法試験法第 12 条第 2 項）
性 格	国家行政組織法第 8 条の「審議会等」（法務省設置法第 5 条）

（注）司法試験法第 15 条第 1 項では、司法試験委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置くこととされている。

また、司法試験考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づき、司法試験を行うことについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命することとされている。

（イ） 司法試験

司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）では、法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験（以下「新司法試験」という。）を、法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし、所要の法案の提出など所要の措置を講ずることとされた。また、新司法試験実施後も 5 年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとされた。

法科大学院の学生の受入れは平成 16 年 4 月から開始されており、新司法試験は最初の法科大学院入学者が修了（法学既修者が修了）した 18 年から実施されている。23 年までは旧司法試験も併行して実施されており、受験者は、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる（司法試験法附則第 7 条、第 8 条 1 項）。

a 司法試験の受験資格

新司法試験は、従来の司法試験と同じく、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるが（司法試験法第1条第1項）、新たに「法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする」（同法第1条第3項）とされている。

新司法試験の実施に当たって、司法試験法に、司法試験を受験することができる受験資格、受験回数及び受験期間についての規定が新たに設けられた。司法試験法第4条第1項では、法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）（平成23年から実施）の合格を司法試験の受験資格とし、司法試験の受験は法科大学院修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において3回まで可能としている。

b 受験回数制限の導入

（司法制度改革審議会の指摘）

「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度」（平成13年6月。以下「審議会意見」という。）では、司法試験について、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を習得した法科大学院修了者に司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とするとしている。また、法科大学院教育については、修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう充実した教育を行うべきであるとしている。

その上で、法科大学院修了者の新司法試験の受験については、法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべきであるとしている。

（受験回数制限の導入理由）

法務省は、受験回数制限について、旧司法試験において指摘されていた受験者の大量かつ長期間の滞留による弊害（受験競争の激化、合格率の低下、受験者における受験技術優先の傾向等）が新司法試験においても発生することを防止するために設けられたものであるとしている。

また、法務省は、受験回数制限の導入の際に、i) 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受けさせる必要があることから、また、ii) 長期間受験しても合格できない者に早期に転進を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用するよう、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があると考えられた旨を説明している（法曹の養成に関するフォーラム（第7回）（平成24年1月27日開催）における法務省説明）。

c 新司法試験及び旧司法試験の内容

(a) 試験方法

新司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記試験により行われ、合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行われている。また、合格判定及び司法修習を早期に実施する観点から短答式試験と論文式試験は、同時期に実施されている。

(b) 試験科目等

新司法試験の試験科目は、図表 3－(1)－②のとおり、i) 短答式試験では、公法系科目（憲法及び行政法）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法）、ii) 論文式試験では、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目（専門的な法律の分野に関する科目（1科目を選択））とされている。

新司法試験の科目を公法系科目、民事系科目及び刑事系科目とした理由について、法務省は、法科大学院において、個々の基本的な法律科目を融合させて公法系・民事系・刑事系科目へと発展させて教育するものであることを踏まえ、「公法系科目」、「民事系科目」及び「刑事系科目」とし、例えば実体法と訴訟法の融合的な出題を可能とするよう、試験科目が設定されたものであると説明している（司法試験委員会会議（第 64 回）（平成 22 年 3 月 29 日）における法務省の説明）。

なお、旧司法試験の試験科目は、i) 短答式試験では、憲法、民法、刑法の 3 科目、ii) 論文式試験では、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 6 科目、iii) 口述式試験は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 科目とされていた。

図表 3－(1)－② 司法試験の試験科目、問題数等

区分	新司法試験		旧司法試験（第二次試験）	
	試験科目	問題数・点数等	試験科目	問題数・点数等
筆記試験	短答式	①公法系科目 40問程度(100点満点) ※配点：各問1～4点	①憲法 ②民法 ③刑法	各20問(1問1点。それぞれ20点満点)
		②民事系科目 75問程度(150点満点) ※配点：1問2点が基本だが、3点以上の配点も考慮		
		③刑事系科目 40問ないし50問程度(100点満点) ※配点：問題ごとに差を設けることを考慮		
	論文式	①公法系科目 2問(1問100点の計200点満点)	①憲法 ②民法 ③商法 ④刑法 ⑤民事訴訟法 ⑥刑事訴訟法	各2問(1問40点満点。それぞれ2問平均が科目得点)
		②民事系科目 3問(1問100点の計300点満点)(注2)		
		③刑事系科目 2問(1問100点の計200点満点)		
		④選択科目(注3) 2問(2問で100点満点) ※配点：1問50点が基本だが、例えば、60点・40点の傾斜配点も可		

口述試験			①憲法 ②民法 ③刑法 ④民事訴訟法 ⑤刑事訴訟法	各科目 60 点が基準点（一応の水準を超えている者は 61～63 点。一応の水準に達していない者は 59 点以下）
------	--	--	---------------------------------------	---

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 新司法試験の論文式試験の民事系科目については、平成 18 年から 22 年までは、「200 点配点の問題 1 問と、100 点配点の計 300 点満点」により試験が実施されていた。
 3 「選択科目」は、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)から 1 科目選択する。

(c) 合格者の決定方法

新司法試験の採点及び合格者の判定は、司法試験法第 15 条の規定に基づき、司法試験考査委員が行うこととされている。また、新司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定することとされている（司法試験法第 8 条）。

① 新司法試験の採点及び合格者の判定

司法試験考査委員による試験の採点、成績評価等は、「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」（平成 22 年 11 月 17 日新司法試験考査委員会議申合せ事項）（以下「採点及び成績評価等の実施方法・基準」という。）に基づき行われている。

採点及び成績評価等の実施方法・基準では、i) 短答式試験は、各科目の合計点により合否の判定を行い、最低ライン（満点の 40%点）に達していない科目が 1 科目でもある場合には不合格とする、ii) 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をにより行うが、論文式試験で最低ライン（満点の 25%点）に達していない科目が 1 科目でもある場合には不合格とされている。これに基づき、平成 21 年以降の新司法試験では、総合評価の合否判定は、短答式試験の素点（350 点満点）を 0.5 倍したものに、論文式試験の得点（採点格差調整後）（注 1）を 1.75 倍したものを加算した点数（1,575 点満点（175 点+1,400 点））を総合点として算出（総合評価）（注 2）されている。

なお、採点及び成績評価等の実施方法・基準は、新司法試験の実施結果を踏まえて、見直しを行うものとされており、平成 17 年 11 月 16 日に作成されて以降、これまで 2 回（21 年 1 月 21 日、22 年 11 月 17 日）の見直しが行われている。

(注) 1 論文式試験の得点は、複数の考査委員が分担して採点を行うこと、問題ごとの難易度により平均点、採点のばらつきの程度が異なることから偏差値による採点格差の調整が行われている。

2 平成 18 年から 20 年までの新司法試験では、短答式試験の素点（350 点満点）に、論文式試験の得点（採点格差調整後）を 1.75 倍したものを加算した点数（1750 点満点）を総合点として算出（総合評価）していた。

② 合格者の決定（短答式試験）

短答式試験の合格に必要な成績については、新司法試験考査委員会議において判定を行い、司法試験委員会における協議を経て決定される。

平成 23 年司法試験では、短答式試験の各科目において満点の 40% 点（公法系科目 40 点、民事系科目 60 点、刑事系科目 40 点）以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が 210 点以上の成績を得た 5,654 人が短答式試験の合格者となることが決定されている（平成 23 年 6 月 1 日司法試験委員会決定）。

③ 合格者の決定（総合評価）

司法試験考査委員は、総合評価を行った後、新司法試験及落判定考査委員会において合格点数及び合格者数の判定を行う。司法試験の合格者は、その結果に基づき、司法試験委員会が協議を行い決定している。

平成 23 年司法試験では、論文式の各科目において素点の 25% 点（公法系科目 50 点、民事系科目 75 点、刑事系科目 50 点、選択科目 25 点）以上の成績を得た者のうち、総合評価の総合点 765 点以上の 2,063 人を司法試験の合格者となることが決定されている（平成 23 年 9 月 7 日司法試験委員会決定）。

(ウ) 法科大学院における司法試験合格状況の把握・分析
（特別委員会報告）

法科大学院修了者の進路の把握については、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）において、「質を重視した評価システムの構築」として、「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」等が取り上げられている。

「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」について、中教審法科大学院特別委員会報告では、「認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる」として、認証評価基準では、法科大学院教育の質の保証の観点から、重点評価項目とする必要があるものとして、例えば、修了者の進路（注）（司法試験の合格状況を含む。）が挙げられている。

（注）ここでは、「司法試験の合格状況」について取り上げており、「修了者の進路」（就職先等の進路）については、後述「4 修了者等への支援策」参照。

（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正）

中教審法科大学院特別委員会報告を受けて、文部科学省は、法科大学院が法曹養成の中核的な機関としての役割を十分果たしているか評価するために、評価基準・方法を改善する必要があるとして、平成 22 年 1 月に中央教育審議会に諮問し、2 月に同審議会の答申を受けて、同年 3 月、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 7 号）を改正し、法科大学院の課程を「修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関する事」について認証評価を行うことを追加し、同年 4 月 1 日から施行している。

文部科学省は、上記省令の改正に際して、「専門職大学院及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 22 年 3 月 22 日付け 21 文科高第 668 号文部科学大臣政務官通知）により、その趣旨や留意事項を各法科大学院に通知している。

その中で、「司法試験の合格状況」については、単に司法試験の合格率等の数値的指標のみでなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが適切に行われているかなど、法科大学院の取組について、総合的に評価される必要があるということを示している。

イ 政策効果の把握結果

(7) 司法試験委員会

司法試験委員会の 7 人の委員のうち、学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命することとされている 4 人の委員は、平成 16 年 1 月発足当初から、法科大学院教授 2 人、大学教授 1 人、報道関係者 1 人が任命されている。法科大学院教授の司法試験委員への任命は、法科大学院の教育との連携を図る観点から行われているものである。

また、平成 23 年実施の司法試験に係る司法試験考査委員の数は、図表 3 - (1) - ③のとおり、全体で 233 人となっており、うち約半数の 113 人（48.5%）は法科大学院及び大学法学部の教員（教授、准教授）が任命されている。

図表 3 - (1) - ③ 司法試験考査委員の構成（平成 23 年司法試験考査委員）

（単位：人、％）

科目	公法系		民事系			刑事系		選 択									
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法・公法系	国際関係法・私法系		
職名等																	
大学・大学院教授等	12	10	12	14	15	14	12	5	2	2	2	7	2	2	2	113 (48.5)	
法務省等関係者	6	7	5	4	6	3	2	2	1	1	2	2	1	1	1	44 (18.9)	
法務省	3	6	4	3	6	3	2	2	1		2	1	1	1	1	36	
法務総合研究所教官	3		1	1												5	
他の府省職員		1								1		1				3	
裁判所関係者	4	6	3	2	2	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	41 (17.6)	
裁判官		3		2				1	1	1	1	1	1	1	1	13	
司法研修所教官	4		2		2	8	7									23	
元裁判官		3	1				1									5	
弁護士	3	3	5	5	3	2	4	2	1	1	1	2	1	1	1	35 (15.0)	
計	25	26	25	25	26	27	26	10	5	5	6	12	5	5	5	233 (100)	

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 元裁判官の法科大学院教授、検察官又は弁護士である法科大学院教授については、「大学・大学院教授等」の欄に計上している。

(イ) 司法試験に関する情報提供

(論文式試験に係る情報の提供)

法科大学院教員、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）等から、合格水準に関する検証が可能となるよう、論文式試験の模範答案や答案例等の公表が求められているが（注）、法務省は、i）論文式試験は正解が一義的に定まっているものではないこと、ii）形式的に模倣した答案や画一的な内容の答案が増え、適切な能力判定ができなくなるおそれがあるとして、公表を実施していない。

- (注) 1 総務省の「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」のヒアリング（平成22年11月9日開催第6回会議）では、法科大学院教授から、「実際に司法試験の問題を出している人に、模範答案というのをいくつか出してほしいんです。そうでないと、もう学生たちは疑心暗鬼です。断片的な講評の類は法務省のホームページにも出ていますが、断片的なので、かえって疑心暗鬼になるんです。…（中略）…3つか4つ、こういうのがいい答案の例ですというのをぜひ示していただきたい。…（中略）…司法試験の優秀な答案、あるいは中くらいの答案、すれすれの答案、だめ答案、これを出していただきたい。」との意見が出されている。
- 2 日弁連では、「新司法試験の合否判定に関する要望書」（平成21年10月20日）において、司法試験委員会に対して新司法試験の合格水準に関する検証が可能になるよう、合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表するよう求めている。

一方、司法試験委員会により、新司法試験開始当初から、法科大学院での教育や受験者の学習に適切な指針となるよう、司法試験に関する情報の提供が行われている。

- i) 論文式試験の問題の出題意図、解答に当たって論じるべき点等をまとめた「新司法試験論文式試験問題出題趣旨」を、合格発表後、法務省ホームページ等で公表（「司法試験論文式試験における出題の趣旨の公表について」（平成17年11月8日司法試験委員会決定））
- ii) 司法試験受験者の総合点の得点分布をまとめた「新司法試験総合点別人員調（総合評価）」、論文式試験の得点分布をまとめた「新司法試験論文式試験得点別人員調（合計得点、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目）」を新たに公表
- iii) 司法試験委員会において、試験答案の採点を行った各科目の司法試験考査委員に対して、答案内容や法科大学院の教育に求めること等についてヒアリングを行い、その結果を法務省ホームページで公開（平成18年試験から21年試験まで実施）

(新司法試験の採点実感等に関する意見)

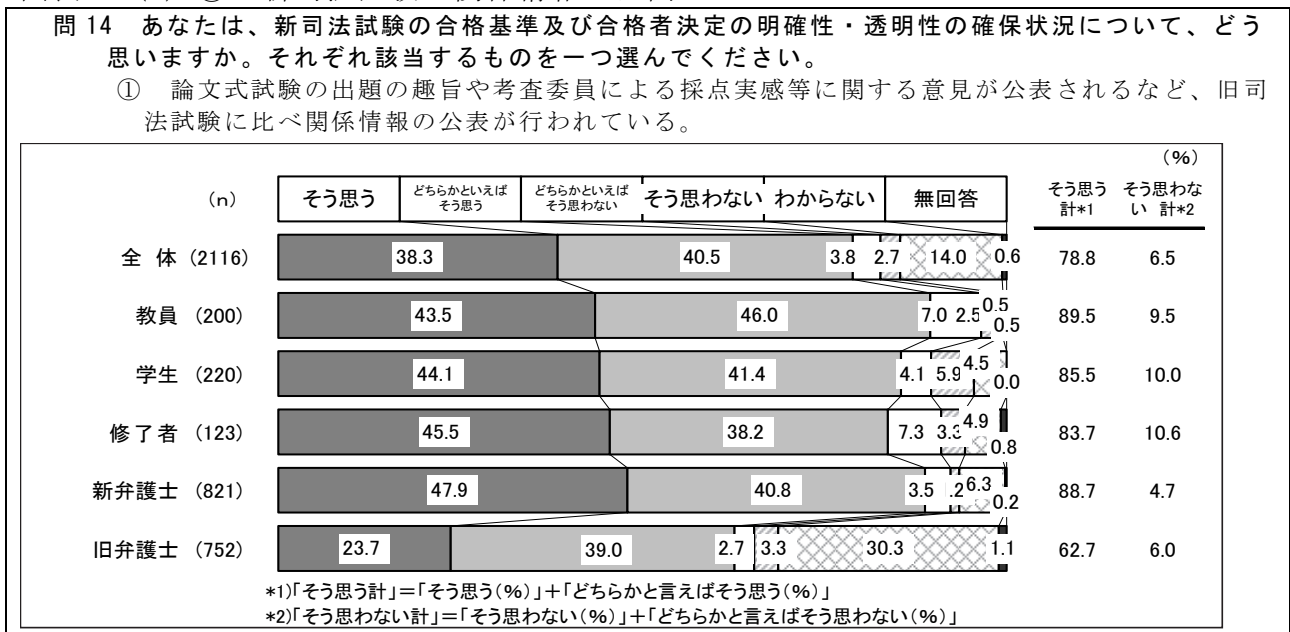
「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、「実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、考査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表する」こととされた。

当該閣議決定を受け、司法試験委員会は、平成 20 年から、司法試験考査委員が作成した「新司法試験の採点実感等に関する意見」を法務省ホームページで公開している。

(当省の意識調査結果)

当省の意識調査結果によると、教員、学生、修了者、新弁護士及び旧弁護士に対して、「論文式試験の出題の趣旨や考査委員による採点実感等に関する意見が公表されるなど、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われている」という項目について尋ねたところ、図表 3-(1)-④のとおり、教員、学生及び新弁護士の約 9 割、修了生の 8 割が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」としている。

図表 3-(1)-④ 新司法試験の関係情報の公開



(注) 当省の調査結果による。

(新司法試験の採点実感等に関する意見)

法務省は、「新司法試験の採点実感等に関する意見」について、特定の書式や記載事項等を定めたものではなく、司法試験考査委員の裁量により作成していると説明している。科目や試験実施年により相違がみられるが、閣議決定で示された「出題趣旨」、「採点方針」、「採点実感」に、「法科大学院教育に求めるもの」を加えた構成となっている。

これらのうち、「法科大学院教育に求めるもの」については、例えば、図表 3-(1)-⑤のとおり、法科大学院における教育に対する意見が述べられており、法科大学院教育と司法試験を一層推進する観点から、重要なものとなっている。しかし、各年の各科目における「新司法試験の採点実感等に関する意見」をみると、図表 3-(1)-⑥のとおり、一部に「法科大学院教育に求めるもの」の記述がないものがある。

図表 3 - (1) - ⑤ 採点実感における「法科大学院教育に求めるもの」の記述例

試験年及び試験科目	「法科大学院教育に求めるもの」の記述例（抜粋）
平成 23 年試験：公法系科目（行政法）	……行政実体法について自分で理論を組み立てる能力、及びその前提となる行政法総論に関する正確な理解を、身に付けられるような教育が法科大学院に求められる。
平成 23 年試験：刑事系科目（刑法）	……法科大学院教育においては、判例の学修等を通して、学生に生きた刑法の知識・理解を修得させるとともに、それを的確に論述する能力を涵養するよう一層努めていただきたい。
平成 23 年試験：選択科目（経済法）	……法科大学院は、出題の趣旨を正確に理解し、引き続き、知識偏重ではなく、基本的知識を正確に修得し、それを的確に使いこなせる能力の育成に力を注いでいただくとともに、論述においては、論点主義的な記述ではなく、構成要件の意義を正確に示した、当該行為が市場に市場における競争へどのように影響するかを念頭に置いて、事実関係を丹念に検討し、要件に当てはめることを論理的・説得的に示すことができるように教育してほしい。

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑥ 採点実感における「法科大学院教育に求めるもの」の記述の有無

科目	試験	20 年試験	21 年試験	22 年試験	23 年試験
憲法		—	○	○	—
行政法		○	○	○	○
民法		○	○	—	—
商法		○	○	○	○
民事訴訟法		○	○	○	○
刑法		○	○	○	○
刑事訴訟法		○	○	○	○
倒産法		○	○	○	○
租税法		○	○	—	○
経済法		○	○	○	○
知的財産法		○	○	○	○
労働法		○	○	○	○
環境法		○	○	○	○
国際関係法（公法系）		—	○	—	—
国際関係法（私法系）		○	○	○	—

（注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「○」は「法科大学院教育に求めるもの」の記述があるもの、「—」は記述がないものである。

司法試験考査委員による試験の採点、成績評価等は、「採点及び成績評価等の実施方法・基準」に基づき行われており、答案の水準を「優秀」、「良好な水準」、「一応の水準」、「不良」の 4 区分に分けている。

平成 22 年司法試験に係る「新司法試験の採点実感等に関する意見」から、どのような答案が、答案水準の 4 区分のいずれに当てはまるのかということ記述しているものがみられるようになったが（図表 3 - (1) - ⑦参照）、法科大学院教育と司法試験を一層推進する観点から、重要な情報である（注）。しかし、各年の各科目における「新司法試験の採点実感等に関する意見」をみると、図

表3-1-⑧のとおり、一部に答案水準に関する記述がないものがある。

(注) 日弁連では、「新司法試験の合否判定に関する要望書」(平成21年10月20日)において、司法試験委員会に対して、新司法試験の合格水準に関する検証が可能になるよう、「現在行われている論文式試験の出題の趣旨の公表のあり方を一歩進め、出題の趣旨との関係で、合格水準に達する答案について、どのような内容と程度の理解が求められているかに関する情報を公開すること。具体的には、論文式試験については、優秀、良好、一応の水準、不良の4段階に分けて採点するものとされているが(「採点及び成績評価等の実施方法・基準について」第2・1(2))、どのような内容と程度が、それぞれのランクの答案において想定されているかに関する情報を公開すること。」としている。

図表3-1-⑦ 採点実感における答案水準に関する記述例

試験年及び試験科目	答案水準に関する記述例(抜粋)
平成23年試験：刑事系科目(刑事訴訟法)問1	<「優秀」の水準> ……別件逮捕・拘留に関し各自の基本的な立場を刑事訴訟法の解釈として論じた上で、各逮捕及びこれらに引き続く身体拘束ごとに、各事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながらその適法性を論じ……
	<「良好」の水準> 法解釈について一定の見解を示した上で、事例から必要かつ十分な具体的事実を的確に抽出できてはいたが、更に踏み込んで個々の事実が持つ意味を深く考えることが望まれるような答案……
	<「一応の水準」> 法解釈について一定の見解を示されているものの、具体的事実の抽出、当てはめが不十分であるか、法解釈については十分に論じられていないものの、問題文から必要な具体的事実を抽出して一応の結論を導き出すことができていた答案……
	<「不良」の水準> ……各逮捕及びこれらに引き続く身体拘束について、個々の具体的な事実関係が事例中に現れているにもかかわらず、これを全く抽出、分析していない答案……

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表3-1-⑧ 採点実感における答案水準に関する記述の有無

試験科目	22年試験	23年試験
憲法	—	—
行政法	○	○
民法	○	○
商法	○	○
民事訴訟法	○	○
刑法	—	○
刑事訴訟法	○	○
倒産法	○	○
租税法	—	○
経済法	○	○
知的財産法	○	○
労働法	—	—
環境法	○	○
国際関係法(公法系)	○	—
国際関係法(私法系)	○	○

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「○」は「答案水準」に関する記述があるもの、「—」は記述がないものである。

(ウ) 法科大学院に対する教材の提供

法務省（法務総合研究所）は、平成15年度から順次、法科大学院の教育に用いる刑事法分野の教材（「事件記録教材」、「公判演習教材」、「刑法演習問題」、「刑事訴訟法演習問題」等の書籍）を作成し、法科大学院に提供している。

(イ) 法科大学院における司法試験合格状況の把握・分析

a 法科大学院別・修了年度別の受験動向についてのデータ等の公表状況

法科大学院は、認証評価において、司法試験の合格状況について、その分析をし、その改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが求められている。

修了者の司法試験合格状況の分析に当たっては、自ら自校の修了者の司法試験の受験状況（受験回数、可否）を把握することが必要となる。しかし、実地調査した法科大学院の中には、法科大学院修了後に司法試験を受験すること、修了後5年間受験機会があることにより、その動向把握自体に苦慮しており、i) 受験資格保有期間中の司法試験の受験動向についての情報が得られない、ii) 個人情報保護との兼ね合いがある等の意見がみられた。特に修了から2、3年経過した修了者の受験動向が分からないとする意見もみられた。

このような法科大学院修了者の司法試験の受験動向について、法務省は、司法試験実施年ごとの法科大学院別かつ修了年度別（既修・未修別）の受験者数及び合格者数を試験終了後に同省ホームページの「資格・採用情報」の「司法試験」のページにおいて公表している。また、試験終了時点での受験資格喪失者数も含めそれらを一覧にした「法科大学院別受験者数・合格者数調」を取りまとめている。この情報は、同省ホームページの「審議会等」の「司法試験委員会」の委員会会議資料において公表されており、また、中央教育審議会等の会議においても配布されている。

このため、各法科大学院においては、試験実施年ごとの修了年度別（既修・未修別）の受験者数、合格者数及び受験資格喪失者数までは、これらの資料を参考に把握できるようになっている。また、合格者の氏名については、官報に公示されるため、各法科大学院において修了者から直接聴取する以外に修了者の氏名を官報に掲載された氏名と突合することにより、把握することは可能である。加えて、法務省は、各法科大学院からの問合せがあれば、合格者の氏名については回答しているため、合格者の氏名は把握できるようになっている。

一方、法科大学院において、自校修了者の司法試験の受験状況及び合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るためには、自校修了者の司法試験受験者の氏名、受験回数、可否の情報が必要となっている。しかし、法科大学院の中には、上記のとおりそれらの動向の把握に苦慮しているものがある。

これらの情報は、もとより法科大学院が自ら把握すべきものであるが、各法科大学院が必要に応じて法務省に同省が保有するこれらの情報提供を要

請し、それに対して法務省から情報が提供されれば、法科大学院における受験状況及び合格状況の把握・分析が容易になる。

b 司法試験受験者の氏名等の提供と個人情報保護法との関係

法務省が、司法試験に関する情報を保有、利用する目的は、試験の実施、合否判定及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実を図るためとされている。

法科大学院が教育内容・方法の改善を図るために、人数ではなく人物を特定して分析する方法を採るに当たっては、例えば、直近修了者のうち受験した者とそうでない者を分類し、受験した者のうち合否で更に分類し、合格者以外の者のうち、次の年に1度目に受験した者、2度目に受験した者、いまだ受験していない者とを分類し、受験した者のうち合否で更に分類するということを繰り返し、それぞれの者の法科大学院における傾向を分析するなどして、教育内容・方法の改善を図ることが可能である。

(オ) 法科大学院協会からの司法試験に関する情報提供

法科大学院協会は、毎年、会員の法科大学院を対象に新司法試験に関するアンケート調査を実施しており、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、試験全体についての意見の記載を求めている。調査結果を取りまとめた報告書は公表されており、司法試験委員会会議において司法試験委員会事務局（法務省大臣官房人事課）から内容が報告されている。

(カ) 受験回数制限

a 法科大学院修了者の司法試験受験資格喪失者数の推移

受験回数制限により、法科大学院修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において司法試験を3回受験し、いずれも不合格とされた者及び受験回数にかかわらずこの期間を経過した者は、司法試験の受験資格を喪失することとなる。

平成17年度から22年度までの法科大学院の修了者で、司法試験受験資格を喪失した者の数は、図表3-(1)-⑨のとおり、平成23年新司法試験終了後時点において4,252人（注）に上っている。

（注）司法試験を3回受験して不合格とされた者及び受験期間の5年間を経過した者の合計数である。

図表 3 - (1) - ⑨ 法科大学院の修了年度別にみた新司法試験の受験資格喪失者数（平成 17 年度～22 年度）

（単位：人、％）

	17 年度 修了者	18 年度 修了者	19 年度 修了者	20 年度 修了者	21 年度 修了者	22 年度 修了者	計
法科大学院修了者数	2,176 (100)	4,418 (100)	4,910 (100)	4,994 (100)	4,792 (100)	4,535 (100)	25,825 (100)
受験可能な試験の実 施年	18～22 年	19～23 年	20～24 年	21～25 年	22～26 年	23～27 年	—
受験者実数	2,122	4,244	4,653	4,675	4,209	3,529	23,432
合格者数	1,518 (69.8)	2,188 (49.5)	2,226 (45.3)	2,228 (44.6)	1,798 (37.5)	1,147 (25.3)	11,105 (43.0)
受験資格喪失者数	658 (30.2)	2,230 (50.5)	809 (16.5)	522 (10.5)	30 (0.6)	3 (0.1)	4,252 (16.5)

- （注） 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 23 年新司法試験終了後（平成 23 年 9 月 8 日現在）の法科大学院全校（74 校）の状況である。
 3 平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験資格喪失者数は、法科大学院を修了したが、新司法試験を受験しなかった者等も含んでいる。

b 受験回数及び受験期間ごとにみた合格率

（受験回数別の合格率）

平成 18 年から 23 年までに実施された新司法試験について、受験者の受験回数別に合格率をみると、図表 3 - (1) - ⑩のとおり、短答式試験では、いずれの試験実施年においても受験回数が増すごとに合格率が高くなっており、受験回数が 3 回目の受験者の短答式試験合格率が最も高くなっている。

しかし、論文式試験結果を加えた最終的な合否をみると、図表 3 - (1) - ⑪のとおり、平成 20 年以降の司法試験では、いずれの試験実施年においても受験回数 1 回目の受験者の合格率が最も高くなっており、21 年以降は受験回数が増すごとに合格率が低下している。

図表 3 - (1) - ⑩ 受験者の受験回数別の新司法試験短答式試験合格率（平成 18 年～23 年試験）

（単位：％）

区分	試験実施年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	平均合格率
受験回数 1 回目の受験者		80.5	72.3	70.1	65.0	67.0	61.4	68.2
受験回数 2 回目の受験者		—	89.1	82.2	72.0	71.8	66.3	73.5
受験回数 3 回目の受験者		—	—	94.2	80.8	83.9	69.5	77.5
合計		80.5	75.5	74.3	68.4	70.7	64.5	70.5

- （注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑪ 受験者の受験回数別の新司法試験合格率（平成 18 年～23 年試験）

（単位：％）

試験実施年 区分	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	平均合格率
受験回数 1 回目の受験者	48.3	39.2	34.8	31.1	28.6	27.6	33.5
受験回数 2 回目の受験者	—	44.4	28.1	21.8	21.9	20.3	24.4
受験回数 3 回目の受験者	—	—	33.8	22.5	21.1	18.5	21.1
合 計	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5	29.8

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

（受験期間別の合格率）

平成 18 年から 23 年までに実施された司法試験について、受験者の受験期間別に合格率をみると、図表 3 - (1) - ⑫⑬のとおり、既修者、未修者ともに、受験期間の年数が増すごとに合格率が低くなっており、受験期間が 5 年目の受験者の合格率が最も低くなっている。

図表 3 - (1) - ⑫ 受験者（既修者）の受験期間別の新司法試験合格率（平成 17 年度～22 年度修了者）

（単位：％）

修了年度 区分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
受験期間 1 年目	48.3	47.1	51.3	48.7	46.4	41.8
受験期間 2 年目	43.9	33.1	28.2	35.4	34.8	—
受験期間 3 年目	30.6	20.9	23.3	31.5	—	—
受験期間 4 年目	6.2	7.7	13.8	—	—	—
受験期間 5 年目	4.0	5.5	—	—	—	—

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑬ 受験者（未修者）の受験期間別の新司法試験合格率（平成 18 年度～22 年度修了者）

（単位：％）

修了年度 区分	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
受験期間 1 年目	32.3	23.7	22.2	21.0	23.7
受験期間 2 年目	20.5	17.1	18.2	18.4	—
受験期間 3 年目	12.6	14.7	13.5	—	—
受験期間 4 年目	5.9	6.0	—	—	—
受験期間 5 年目	2.4	—	—	—	—

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

ウ 評価の結果

(7) 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

法科大学院教育と司法試験の有機的連携について、i) 司法試験委員に法科大学院教授（7 人中 2 人）が任命され、司法試験考査委員に法科大学院及び大

学法学部の教授等（233人中113人）が任命されていること、ii）司法試験委員会は、「新司法試験総合点別人員調（総合評価）」、「新司法試験の採点実感等に関する意見」等の司法試験に関する情報を新たに公開していること、iii）法務省は法科大学院の教育に用いる教材を作成し、法科大学院に提供していること、iv）法科大学院協会は、毎年、会員の法科大学院を対象に実施した新司法試験に関するアンケート調査結果報告書を公表し、司法試験委員会会議においてその内容が報告されていることなど、一定の取組が実施されている。

(イ) 法科大学院教育の充実を図るための司法試験受験者氏名等の提供

法科大学院における司法試験の受験状況の分析に当たっては、まずは各法科大学院が修了者の受験動向の把握に努め、分析を行うことが求められるが、法科大学院修了後に司法試験を受験すること、修了後5年間受験機会があることにより、各法科大学院では、受験動向の把握自体が困難となっている。

法務省が保有している受験に関する情報の利用目的は、「試験の実施、合否判定及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実を図るため」とされている。このため、各法科大学院において自校の修了者の司法試験合格状況を把握・分析し、今後の教育内容・方法の改善を図るため、法務省が各法科大学院の要請に応じて当該情報を提供することは、要請する各法科大学院に使用目的を明示させ、当該目的のために利用する限りにおいては、可能である。

(ウ) 司法試験に関する情報提供

司法試験委員会は、「新司法試験総合点別人員調（総合評価）」、「新司法試験論文式試験問題出題趣旨」、「新司法試験の採点実感等に関する意見」等の公表により情報提供の拡大を行ってきており、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」を受け、司法試験委員会が公表している「新司法試験の採点実感等に関する意見」については、同閣議決定で示された「出題趣旨」、「採点方針」、「採点実感」等の情報が記載されている。

しかし、i）法科大学院における教育に対する意見である「法科大学院教育に求めるもの」、ii）司法試験考査委員が試験の採点、成績評価等を行う際に用いられる「採点及び成績評価等の実施方法・基準」に示されている答案水準に関する区分（「優秀」、「良好な水準」、「一応の水準」、「不良」）の違いについては、記述がないものがみられる。これらは、法科大学院教育と司法試験の連携を推進する観点から重要な情報であり、更なる情報提供が必要となっている。

(イ) 受験回数制限

司法試験法第4条第1項の規定による5年間3回の受験回数制限により、これまでに法科大学院修了者のうち4,252人が受験資格を喪失しており、受験者の長期滞留防止には一定の役割を果たしている。

受験回数制限については、i）導入の前提である司法試験の年間合格者3,000人や法科大学院修了者の7～8割の者が司法試験に合格するといった目標が

達成されていないこと、ii) 受験者にとって負担となっており、司法試験の受け控えの原因ともなっているとして、撤廃又は緩和が求められている。

しかし、今後、i) 法科大学院の教育の質の確保に係る取組、ii) 法曹以外の道を目指す修了者への就職支援、在学生への就職支援が講じられることにより、司法試験合格率の向上や法学専門教育を受けた者の法曹以外の職業での活用が図られる可能性があること、iii) 平成 23 年から予備試験が開始されていること、iv) 受験回数や受験期間の年数を追うごとに合格率が低下していることを考慮すれば、現時点において受験回数制限の見直しを行うまでに至っていないとみられる。